



## 難聴児補聴器購入費助成制度について

言語習得、教育などを通じた健全な発達を支援することを目的として18歳未満の難聴児が装用する補聴器購入費の一部助成をはじめました。なお、補聴器の購入前に申請する必要がありますので、事前にご相談ください。

**対象児童**▼助成対象となるのは、次に掲げる要件すべてに該当する児童です

- ①市内に住所を有する18歳未満の人
- ②軽度・中等度の難聴児で、当該障害で身体障害者手帳の交付対象とならないこと
- ③補聴器を装用することにより、言語の習得などにおいて一定の効果が期待できると医師が判断した人であること
- ④対象児童が属する世帯に市町村民税の所得割の額が46万円以上の世帯

## ついでにROOMが

## 響の森情報

## まちの話題

## 市民伝言板

員がいないこと  
⑤対象児童が他の法令の規定に基づき、補聴器の購入に要する費用に係る助成を受けられないこと  
**助成金額**▼補聴器の種類に応じた基準価格の範囲内で購入費用の3分の2

**申請手続**▼必ず購入前に申請してください。申請時、窓口で今までに装用したことがある補聴器の種類などについて聴き取りを行います。申請には医師の意見書、補聴器の見積書、対象児童の属する世帯員全員の市町村民税の課税（非課税）証明書などが必要となります。

問合せ☎**こども支援課**

## 戦争体験記を募集します

第二次世界大戦の終戦から多くの年月を経て、戦争を体験した世代が少なくなりました。戦争という悲惨な記憶を風化させないためには、その体験を次代に語り伝えていくことが必要ではないでしょうか。

市では昭和62年より戦争体験記を募集しています。戦地での体験や戦時中の市民生活（銃後の守り）の体験を原稿用紙で約800字程度にまとめ、お寄せください。

お寄せいただいた原稿は、「平和を考える10日間」事業の一環として、

8月号広報に掲載します。  
なお、広報未掲載の人の投稿を優先して掲載します。

**原稿締め切り**▼5月24日(金)

**戦争体験記を頒布**

昭和62年から平成7年までの広報に掲載した戦争体験記を一冊の本にまとめた『いのちの伝言』を500円で、また、平成8年～平成18年の掲載原稿をまとめた『続いのちの伝言』を200円でそれぞれ頒布しています。

詳しくは☎**自治文化課**

## 平成25年度

## 『固定資産税・都市計画税納税通知書』のお知らせ

『平成25年度固定資産税・都市計画税納税通知書』を納税義務者の皆さんに送付します。

納税通知書は、今年度の固定資産税等に係る税額、口座振替の日付のお知らせや、納付書としてご利用いただくものです。

通知書の最後には『課税明細書』があります。納税額のもとになる土地や建物の面積、評価額や税額などが一筆、一棟ごとに記載されていますので、所有されている資産の確認ができます。

また、確定申告などで固定資産税等が必要経費として計上できる場合には、税額の根拠としてもご利用い

## 「東日本大震災義援金にご協力いただき、ありがとうございました。」

○日本赤十字社埼玉県支部桶川市地区  
…累計2,697,130円のご協力をいただきました。

|                     |                                                |
|---------------------|------------------------------------------------|
| 義援金協力団体<br>(企業・団体名) | 桶川中学校 PTA・桶川市赤十字奉仕団他<br>※昨年10月からの協力団体を掲載しています。 |
|---------------------|------------------------------------------------|

ありがとうございました。

問合せ☎**社会福祉課**

※義援金の受付は、平成26年3月31日まで再延長されました。引き続きご協力をお願いします。

ただけます。  
併せて『固定資産税・都市計画税のしおり(平成25年度版)』も同封していますので、ご覧ください。  
詳しくは☎**税務課**

# 高齢者福祉サービスを実施しています

問合せ☎**高齢介護課**

| 区分             | サービス名              | 内 容                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ひとり暮らし高齢者などの支援 | 緊急通報システム設置サービス     | 虚弱なひとり暮らし高齢者などが急病の場合、受信センターを通じて消防本部に救助を呼べるよう機器を設置します。<br>◆ <b>設置費</b> 無料(通話料は自己負担になります。)                                                                                                                                 |
|                | 配食サービス             | 食事の調理が困難なひとり暮らし高齢者などに対して、安否の確認をかねて昼食の宅配をします。<br>◆ <b>利用日</b> 月・火・水・木・金(祝日含む) ◆ <b>利用料</b> 1食500円                                                                                                                         |
|                | 成年後見制度利用支援事業       | 精神上的の障害などにより、判断能力が不十分な方を法律面や生活面で支援する制度です。2親等以内の親族がいないこと、また2親等以内に親族がいても審判請求を行うことができない人を支援します。                                                                                                                             |
|                | 高齢者安心見守りネットワーク     | 見守りを希望する高齢者に対し、1ヶ月おきを目処とし、民生委員・地域包括支援センター・高齢介護課職員などが定期的に家庭を訪問し、様子を伺います。<br>◆ <b>対象者</b> ①一人暮らし高齢者 ②認知症のご家族を抱える世帯 ③高齢者世帯 ④高齢者が日中一人になる世帯                                                                                   |
| 経済的支援          | 要介護老人手当            | 桶川市介護保険の要介護認定(要介護4または5)を受けた人および重度の認知症高齢者を対象とし、市民税が世帯全員課税されていない人に支給します。<br>◆ <b>支給額</b> 月額5,000円 ◆ <b>支給時期</b> 年3回(8・12・4月)                                                                                               |
|                | 高齢者等おむつ助成金         | 在宅(病院への入院を含む)で常時おむつを使用していることを条件として、要介護高齢者(要介護4または5)、重度の認知症高齢者、要介護3且つ認知度Ⅲの高齢者および重度の障害者を対象とし、市民税が世帯全員課税されていない人におむつ代の助成を行います。ただし、介護保険施設入所者は対象になりません。<br>◆ <b>支給額</b> 月額3,000円 ◆ <b>支給時期</b> 年4回(7・10・1・4月)                  |
|                | ハートフル居室整備資金貸付      | 親族である60歳以上の高齢者と同居するために高齢者の専用居室を増築または改築するために必要な資金を融資します。<br>◆ <b>貸付限度額</b> 150万円(無利子)                                                                                                                                     |
| 施設サービス         | 老人福祉センター           | 高齢者の健康増進、趣味活動、レクリエーションの増進を図る施設です。<br>◆ <b>利用料</b> 60歳以上無料 ◆ <b>所在地</b> 末広2丁目8-29 ◆ <b>電話</b> 728-1122<br>◆ <b>休館日</b> 第2・4日曜日・祝日および年末年始<br>◆ <b>臨時休館</b> 6月1日～平成26年3月31日 ※詳しくは、7ページをご覧ください。<br>◆相互協定により北本市・鴻巣市施設も利用できます。 |
|                | 高齢者いこいの家「中山道ふれあい館」 | 高齢者の交流の場や生きがいづくりの場として、自由に趣味を生かすためのグループ活動の拠点としてご利用ください。<br>◆ <b>利用料</b> 無料 ◆ <b>所在地</b> 南1丁目8-4 ◆ <b>電話</b> 772-4855<br>◆ <b>利用日</b> 火～日(9:00～16:00) 祝日および年末年始を除く                                                         |
| 高齢者の支援         | 生活支援ショートステイ        | 基本的な生活習慣の確立などを要する介護保険の対象とならない高齢者に対して、短期間の宿泊により日常生活に関する指導・支援を行い、介護予防を図ります。<br>◆ <b>利用料</b> 521円から(食費などは別途) ◆ <b>利用先</b> 特別養護老人ホームなど                                                                                       |
|                | 生きがい活動支援通所事業       | 介護保険の対象とならない高齢者に対して、通所することにより日常生活訓練など行い、介護予防を図ります。<br>◆ <b>利用料</b> 786円(食費などは別途)                                                                                                                                         |
|                | 日常生活用具給付事業         | 日常生活用具のうち介護保険対象以外の用具を給付します。<br>◆ <b>電磁調理器</b> ：概ね65歳以上でひとり暮らし要介護高齢者(前年の税額に応じて自己負担あり)<br>◆ <b>火災報知器・自動消火器</b> ：要介護高齢者(要介護4～5)または重度認知症高齢者(Ⅳ～Ⅲ)と同居する非課税世帯。                                                                  |
| その他            | 「もしもの時の連絡票」の配布     | 急病の時、救急隊などによる迅速かつ適切な対応が行えるよう、「もしもの時の連絡票」を配布しております。<br>65歳になる月に介護保険証と共に送付しておりますが、高齢介護課や地域包括支援センターでも配布していますので、お問い合わせください。                                                                                                  |



## 桶川市消防団からのお知らせ

平成25年度桶川市消防団辞令交付式が行われ、3月31日付けで  
江尻貞美さん（第2分団）  
和久津俊明さん（第4分団）  
江森誠一さん（第6分団）  
飯島 耕さん（第7分団）  
田所明日男さん（第7分団）  
鈴木信次さん（第8分団）  
廿樂一之さん（第8分団）  
松岡 仁さん（第8分団）



の長年の功績に対し市長より感謝状が授与されました。ありがとうございました。  
また、4月1日付けで新しく

小沢裕太さん（第2分団）  
神山 勝さん（第4分団）  
岸 伸幸さん（第6分団）  
関口武雄人さん（第7分団）  
星野雄一郎さん（第7分団）  
増田匡彦さん（第8分団）  
小島 浩さん（第8分団）  
池田 彰さん（第8分団）



が入団されました。市民の安心・安全を守るため、今後活躍されることを期待します。

詳しくは☎安心安全課

## 自動車税・軽自動車税についてのお知らせ

5月は自動車税・軽自動車税の納期です。コンビニでも納められます。

## 結婚50周年を迎えるみなさんへ

桶川市社会福祉協議会では、赤い羽根共同募金の配分を受け、結婚50年を迎えるご夫婦のお祝いに「金婚式典」を開催します。  
該当されるご夫婦は、老人福祉センターまたは担当の民生委員に申し出ください。

対象▼次の①②を満たすご夫婦

- ①平成25年4月1日から引き続き桶川市に居住しているご夫婦
  - ②昭和38年1月1日から同年12月31日までの間に結婚のご夫婦
- 申込み・締切り▼5月31日（金）  
式典は7月1日（月）を予定していますが、詳細については申込者に直接ご案内します。

詳しくは☎老人福祉センター

☎728-11122

## 城山公園多目的グラウンド整備に伴うグラウンド使用禁止と工事中に伴う第3駐車場の利用制限について

城山公園多目的グラウンド整備に伴い、8月から平成26年3月までの間、多目的グラウンドの使用が出来なくなります。また工事中、城山公園の第3駐車場の一部を工事車両の進入路として利用します。東側よりご来園の際は、第4および第5駐車場をご利用いただくか、現地の交通誘導員の指示に従ってご利用いただきますようご理解ご協力をお願いします。

制限期間▶8月～平成26年3月

なお、工事の進捗状況により、使用禁止期間などの変更がありましたら、市ホームページでお知らせします。

問合せ☎都市計画課  
または公園管理事務所☎786-5881



忘れずに、5月31日（金）までに納めましょう！

## 【軽自動車税納税証明書について】

平成25年度分の軽自動車税について口座振替や金融機関・コンビニ納付した場合、納付記録が即時に市に反映されないため、市で発行する軽自動車税納税証明書（継続検査用）を即時発行できない場合があります。口座振替や納付直後の証明書の発行については、税務課までお問い合わせください。

納付書で納付された人は、領収書が納税証明書となります。

問合せ☎税務課

## 市税などの納付は口座振替で

市税などの納付には、納め忘れもなく、納付の手間も省ける口座振替が便利です。一度申込みすれば、指定の金融機関の口座から、納期限ごとに自動的に引き落としとして納税する便利な制度です。

申込手続き▼「口座振替依頼書」に、必要事項を記入・通帳届出印を押印のうえ、郵送してください。

「口座振替依頼書」は、市内の金融機関の窓口および市役所収税課などの窓口、または、納税通知書に同封してあります。※ゆうちょ銀行を希望する場合は、直接ゆうちょ銀行

## 就職に向けた支援訓練のお知らせ

就職を目指す人を対象に県内で「パソコン」「介護」など様々な求職者支援訓練の募集が行われています。受講料は無料です。受講申込みにはハローワークの職業相談が必要です。

問合せ☎ハローワーク大宮

☎667-8609

## 皆様の善意 ありがとうございます

次の方々から寄附（現金）をいただきました。有効に活用させていただきます。

上尾明るい社会づくりの会様  
川口信用金庫様

詳しくは☎契約管財課

## 皆様の善意 ありがとうございます

次の方から寄附をいただきました。学校で活用させていただきます。

株式会社アキュラホーム様  
学習机天板166枚

詳しくは☎学校支援課

## 学習室の閉室について

市立図書館では、桶川公民館2階の研修室2を、公民館利用者の予約

の窓口に申し込みください。

口座振替の開始▼口座振替依頼書が市役所に届いた月の翌月末以降の納期分から該当になり、納期ごとに納期限の日に振替をします。

申込み後の注意▼毎年自動的に更新されます。ただし、固定資産税の場合、不動産の共有者や持分などに変更があったときは、継続されない場合があります。その場合は、あらかじめ申込みの続きが必要となります。※振替日に残高不足などにより振替できないことがあります。再度振替することは行っていませんので、振替日前日の残高にご注意ください。※口座振替後に領収書などは送付していません。振替のご確認は、随時お手元の通帳によりお願いします。

詳しくは☎収税課

## 桶川市教育委員会 第5回定例会

とき▼5月23日（木）午後2時  
ところ▼保健センター研修室  
教育委員会定例会を傍聴ご希望の人は、会場へお越しください。会場の都合で人数を制限する場合は、ご了承願います。また、次回の教育委員会は、6月26日（水）を予定しています。

詳しくは☎教育総務課

がない日に学習室として、読書や調べものためにご利用いただいております。

このたび、総合福祉センター内の東公民館の耐震改修工事に伴い、桶川公民館の利用者が増加することから、次のとおり閉室となりますのでご理解ご協力をお願いします。

閉室期間▼6月1日（土）～平成26年3月31日（月）

閉室場所▼桶川公民館研修室2

問合せ☎市立図書館

☎771-0303

## 平成25年度酒類販売管理協力員の募集について

関東信越国税局では、スーパー、コンビニエンスストア、酒販店などへの買い物の機会にお酒売場の未成年者飲酒防止のための表示状況などを確認し、税務署に連絡していただく『酒類販売管理協力員』を募集しています。

応募方法、募集期間、委嘱期間など詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。 (http://www.nta.go.jp)

問合せ☎浦和税務署酒類指導官 門☎833-2651（自動音声案内）



## 救急医療を守るため 適正受診のお願い

いま全国では、救急患者の大幅な増加や勤務医不足などにより、救急が続けられず、撤退する病院が多くなっています。

私たち県央地域も同様に救急患者は益々増えており、救急患者の半数近くは他地区の医療機関に頼らざるを得ない状況となっています。

この背景のひとつとして救急患者のうち半数が軽症者という現状があり、そのため、真に救急対応が必要な患者の受け入れ遅延、救急患者の病院収容にかかる照会回答増加などが大きな問題となっています。

このような利用は止めてください！

「昼間は仕事がある」や「昼間は待ち時間が長い」などの理由で夜間・休日に受診すること、「救急車をタクシー代わりに利用すること」など地域の皆さんには、救急医療の現状をご理解いただき、適正受診への協力をお願いします。

なお、県では次のような電話相談窓口を設置していますので、ご利用ください。

①どこの医療機関に診てもらえばよいか分からないとき

○救急医療情報センター

☎824-4199

## ②休日や夜間などに小児の病気で受診判断が迷うとき

○小児救急電話相談 ☎8000（受付時間：平日午後7時～翌午前7時、休日午前9時～翌午前7時）  
問合せ ☐埼玉県中央地区第二次救急医療圏医療対策協議会（事務局：鴻巣保健所 ☎048-541-0249）

## 甲種防火管理者新規講習の開催

防火管理者になるために必要な資格を取得する講習会を開催します。  
とき ▼6月27日（木）・28日（金）午前9時～午後4時  
ところ ▼埼玉県防災学習センター（鴻巣市袋30）※北鴻巣駅東口下車徒歩20分※受講者用駐車場はありません。

定員 ▼100人

費用 ▼3,400円（テキスト代）

申込み ▼6月3日（月）～14日（金）午前8時30分から午後5時まで桶川消防署窓口、または、防火管理講習申込みと記載のうえ、住所・氏名・性別・生年月日・電話番号を明記し、FAXにて埼玉県中央広域消防本部予防課（☎048-597-3716）で受け付けます。FAX申込みの場合は送信後、電話で受験番号を確認してください。詳しくは ☐埼玉県中央広域消防本部予防課 ☎048-597-2004

## 危険物安全週間（6月第2週） 平成25年度推進標語

「あなたこそ」

無事故を担う 司令塔

「危険物」は、ガソリンや灯油などの燃料だけではありません。身の回りには、塗料・接着剤・エアゾール製品など「危険物」であることを意識せずに利用しているものもたくさんあります。取り扱いを誤ると思

## 微小粒子状物質（PM2.5）に注意しましょう

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、直径2.5マイクロメートル以下（1マイクロメートルは0.001ミリメートル）の微粒子のことをいいます。PM2.5の大きさは髪の毛の太さの30分の1程度です。

PM2.5の濃度の一日常平均値が70マイクログラム/1㎡を超えると予測された場合、健康への影響が懸念されます。そのため県では、毎朝8時にこの値を超えるおそれがあるかどうかを予測し、ホームページにてお知らせしています。また、市では、防災行政無線でお知らせします。

一日平均値が70マイクログラム/1㎡を超えると予測された場合、以下のことにご注意ください。

- 不要不急の外出をできるだけ減らすこと。
- 屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らすこと。
- 換気や窓の開閉を必要最小限にすること。

### 関連リンク

- 本日のPM2.5測定結果（埼玉県ホームページ）  
http://www.pref.saitama.lg.jp/page/pm25.html
- 微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報（環境省ホームページ）  
http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html

問合せ ☐環境課

## 消費生活センターからのお知らせ

5月は消費者月間です。今年度の消費者月間の統一テーマは「学ぶことからはじめよう」自立した消費者に向けてです。近年では、消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化し、地域・家庭のつながりが弱まるなか、消費者トラブルも多様化・深刻化しています。このような状況に対して、消費者被害・事故にあわないよう、自ら進んで正しい知識を習得し、情報を収集し、自立した消費者をめざしましょう。

知人から突然の誘い

新年度に入って、知人からの誘いがきっかけで高額な投資用教材DVDを借金して購入してしまったという相談が再び増えています。友人関係を利用し大学生を中心に次々と勧誘が行われています。事例では、DVDを購入後にその仕組みについて説明を受けていますが、この場合でも連鎖販売取引に該当する可能性があります。

【事例】 高校の同窓生からSNS（ソーシャルネットワークサービス）サイトを通じて連絡があり、もうけ話を教えてくれるというので喫茶店で会って話を聞くことにした。

「投資用教材DVDで勉強し、投資をするとうかる」と説明され、学生ローンで借金してDVDを56万円で購入した。購入後セミナーに参加した時に、自分が紹介した友人がDVDを購入すると10万円の紹介料が支払われる仕組みだと知った。現在、学生ローンの返済に追われて困っている。

（男性 大学生）

また、最近SNSサイトやメールをきっかけにしてマルチ商法などの勧誘を受けるケースが増えているので、SNSサイト利用者は特に注意が必要です。

### 【消費者へのアドバイス】

- ①連鎖販売取引に該当する場合や事例のように誘い出されて契約した場合はクーリング・オフができるのであるべく早く最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- ②友人を紹介して紹介料を得たとしても友人が同じように借金を抱える

ことになり、大切な信頼関係を失う危険性があります。

③学生ローンといっても消費者金融の金利は高いので、返済困難に陥ることがあります。

④分からないことや困ったことがありましたら、消費生活センターへ相談しましょう。

消費生活センター  
相談日時 ▼毎週月・火・木・金曜日午前10時～午後3時30分（祝日と正午～午後1時を除く） ☎786-3211  
※相談の際には、契約書や経緯をまとめた資料を必ずお持ちください。

## 埼玉県中央広域消防本部からの お知らせ ☆

応急手当（普通救命Ⅰ）講習会

AED（自動体外式除細動器）を用いた心肺蘇生法と止血法など  
とき ▼5月26日（日）午前9時20分～午後12時20分（受付9時から）  
ところ ▼サン・アリーナ

定員 ▼30人（先着順）

対象 ▼市内に在住または在勤で中学生以上の人

費用 ▼無料

申込み・問合せ ▼5月1日（水）午前9時から20日（月）までに電話または直接桶川消防署桶川西分署救急担当 ☎786-11190へ

**湖畔のホテルリゾート** 流した汗は報われる！ 研修・スポーツ・音楽 勉強合宿応援宣言ホテル

東松山・高坂・北本・鴻巣・北鴻巣駅までの送迎可 / お食事・法事・宴会承ります

●東松山・鴻巣駅より車で15分 ●バス送迎できます  
http://www.friend-yoshimi.co.jp  
〒355-0166 埼玉県比企郡吉見町大字黒岩602  
Fax 0493 (54) 1007  
☎0493 (54) 2030  
E-mail otoiwase@friend-yoshimi.co.jp

**フレンドシップ ハイツイしめ**

**草津温泉リゾート** 山の自然を楽しむ！ ハイキング・ゴルフ・テニス・溪流釣りなどカラマツ林に囲まれた標高1,200mの温泉リゾート

川越・東松山・吉見・川島・鴻巣・熊谷（2泊3日なら2名様でも出発）

10名以上のグループに最適！ 15名様以上でお酒1本付！ 1泊2食9,000円～（お一人様/入湯税別）

●各種健康保険指定ホテル  
http://www.kusatsu-gpp.com  
〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町草津白根464-523  
Fax 0279 (88) 3950  
☎0279 (88) 3960  
E-mail otoiwase@kusatsu-gpp.com

**草津グリーンパークパレス**

| 相談             | 相談員         | 相談内容                                    | とき                                                                 | ところ                               | 問合せ          |
|----------------|-------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| 法律相談(予約制)      | 弁護士         | 相続、金銭・賃貸借、離婚・相続などの法律全般についての相談           | 7日(火)・10日(金)・15日(水)・23日(火)・6月7日(金)・11日(火)・19日(水)・27日(水)14:00~17:00 | 市役所相談室                            | 秘書広報課        |
| 日曜法律相談(予約制)    | 弁護士         | 相続、金銭・賃貸借、離婚・相続などの法律全般についての相談           | 19日(日)・6月16日(日)10:00~12:00                                         | 市役所相談室                            |              |
| 司法書士法律相談(予約制)  | 司法書士        | 相続、遺言、名義変更、会社設立登記、成年後見、少額民事訴訟(債務整理)等の相談 | 9日(水)※次回は6月13日(水)13:00~16:00                                       | 市役所相談室                            |              |
| 事業とくらしの相談      | 行政書士        | 成年後見制度、相続、各種契約書、内容証明、会社設立などの手続きの相談      | 1日(水)※次回は6月3日(水)13:00~16:00                                        | 市役所相談室                            |              |
| 税務相談           | 税理士         | 相続税や贈与税、その他税金についての相談                    | 22日(水)13:00~16:00                                                  | 市役所相談室                            |              |
| 住宅相談           | 建設団体の相談員    | 住宅の新築、増改築、修繕、工事、耐震などの相談                 | 18日(土)9:00~12:00                                                   | 市役所第3会議室<br>電話でも可 ☎786-3211       | 安心安全課        |
| マンション管理相談(予約制) | マンション管理士    | マンション管理組合の関することや近隣問題についての相談             | 22日(水)10:00~12:00                                                  | 市役所相談室                            |              |
| 行政相談           | 行政相談委員      | 国や県、公団・公社等への要望や苦情についての相談                | 10日(金)※次回は6月7日(金)10:00~12:00                                       | 市役所相談室                            |              |
| 多重債務相談         | 市役所職員       | 消費者金融等からの借金返済などに困っている方の相談               | 随時                                                                 | 市役所相談室<br>直通 ☎786-3450            | 人権・男女共同参画課   |
| 暴力団被害相談(予約制)   | 上尾警察署職員     | 暴力団により被害を受けたり、困っていることについての相談            | 随時                                                                 | 市役所相談室                            |              |
| 女性相談(予約制)      | 県外の専門カウンセラー | 女性のためのなんでも相談                            | 13日(月)、20日(月)10:00~16:00                                           | アソシエ(さくらフレンド内)                    | 産業観光課        |
| 人権相談           | 人権擁護委員      | 悩みごと・相続・離婚問題・子どものいじめなどの日常生活でお困りのこととの相談  | 14日(火)9:00~12:00                                                   | 地域福祉活動センター                        |              |
| 内職相談           | 市役所職員       | 内職に関する相談・案内                             | 毎週水曜日・金曜日(祝日を除く)10:00~15:00                                        | 勤労福祉会館<br>直通 ☎773-1121(水・金曜日)     | 自治文化課        |
| 消費生活相談         | 消費生活相談員     | 消費者トラブルや苦情など、消費生活全般についての相談              | 毎週月・火・木・金(祝日を除く)10:00~15:30(12:00~13:00を除く)                        | 市役所南庁舎2階<br>電話でも可 ☎786-3211       |              |
| こどもと家庭なんでも相談   | 専門相談員       | 子どもたち自身や親からの、家庭・幼稚園・学校などでの悩みや子育てでの相談    | 毎週火曜日・木曜日(祝日を除く)10:00~16:00                                        | 駅前子育て支援センター<br>電話でも可 直通 ☎777-7708 | こども支援課       |
| こどものことばや運動面    | 専門相談員       | 未就学児の発達についての相談                          | 事前に電話で申し込み、日程調整して決定                                                | 児童発達支援センター分室<br>☎787-5562         | 児童発達支援センター分室 |
| 教育相談           | 専門相談員       | 子どもの教育やしつけについての悩みごとの相談                  | 毎週月~金曜日(祝日を除く)9:00~17:00                                           | 桶川市教育センター<br>直通 ☎786-3237         | 教育委員会学校支援課   |
| 心配ごと相談         | 民生委員        | さまざまな心配ごとの相談                            | 毎週土曜日(祝日を除く)13:00~15:00                                            | 地域福祉活動センター<br>直通 ☎728-2369        | 社会福祉協議会      |
| 結婚相談           | 民生委員        | 結婚を望む方の相談                               | 毎週土曜日(祝日を除く)13:00~15:00                                            | 地域福祉活動センター                        |              |

心肺蘇生法(成人・小児・乳児・新生児)、実技・知識の確認止血法、外傷手当など

とき▼7月6日(土)・7日(日)各日午前9時~午後5時10分(受付開始午前8時45分)※両日とも同じ内容

ところ▼埼玉県中央広域消防本部(3階災害対策室)

定員▼各日30人(多数抽選)

対象▼桶川市・鴻巣市・北本市に在住または在勤で中学生以上の人

### 上級救命講習会開催のお知らせ

願書配布・問合せ▼平日午前8時30分~午後5時15分 桶川消防署管理指導課 ☎773-11190

提出先▼(財)消防試験研究センター・埼玉県支部試験係

(火)

月28日(日)獨協大学(草加市)、8月4日(日)埼玉工業大学(深谷市)

受付期間▼6月21日(金)~7月2日

試験日程および会場(全種類)▼7月28日(日)獨協大学(草加市)、8月4日(日)埼玉工業大学(深谷市)

消防法で定められる数量以上の危険物(ガソリン・灯油・重油など)を貯蔵し、または取り扱う人は、危険物取扱者免状が必要です(電子申請も出来ます)。

### 平成25年度危険物取扱者試験(第2・3回)

## ☆ 交通事故統計 ☆

—桶川市内の人身事故—

(毎年1月からの累計)

|      | 平成25年<br>2月末 | 平成24年<br>2月末 | 対前年<br>同比比 |
|------|--------------|--------------|------------|
| 件数   | 46件          | 64件          | -18件       |
| 死者数  | 0人           | 0人           | 0人         |
| 負傷者数 | 56人          | 76人          | -20人       |

ヘルメット ぼくのだいじな おともだち



詳しくは☎鴻巣消防署吹上分署 ☎048-548-6718、鴻巣消防署鴻巣西分署 ☎048-542-9124

費用▼無料※昼食、筆記用具持参  
申込み▼往復はがき(1人1枚)で6月7日(金)(必着)に、氏名(フリガナ)・性別・生年月日・電話番号・郵便番号・住所・受講歴・希望日(①6日②7日③どちらでもよい)を明記し、鴻巣消防署吹上分署救急担当(〒369-0112 鴻巣市鎌塚1-1-21)へ